

このニュースを地域民報への転載や各支部への配布など、積極的に活用してください。

さっぽろ 市議団ニュース

<第3回定例会>

2018年10月24日

No. 194

日本共産党札幌市議団 事務局

tel 211-3221 / fax 218-5124

要配慮者に寄り添った福祉避難所へ、あり方見直せ！

小形香織議員が質問

日本共産党の小形香織議員は12日、決算特別委員会で福祉避難所の問題について質問しました。

小形議員は冒頭、「本市との協定にもとづき福祉避難場所になりうる施設はいくつか、対象となる要配慮者は何人か」と質問。富樫総務部長は、「福祉避難場所になりうるのは高齢者施設で143、障がい者施設で87施設、避難行動要支援者は約11万人」とのべました。

小形議員は、「福祉避難場所として開設された場合、その施設の職員だけでは対応できない事態が想定されるが、どのように専門職員が配置されるのか」「基幹避難所から福祉避難場所への避難が必要と判断するのは誰か、今回2カ所で2名が福祉避難場所に移動したが誰の判断か」とたどしました。

富樫部長は、「北海道介護福祉士会と協定を締結し、介護職員が不足する場合は派遣を要請するようになっている」「今回の2名は職員が判断し、関係部局が施設と調整を行い決定した」と答弁。

小形議員は、「福祉用のベッドが必要で体育館の床で寝泊まりすることが不可能な方がいた。基幹避難所に移動してから福祉避難場所へという基本ルールでは無理な要配慮者がいる」と指摘し、「代表質問への答弁で『福祉避難所の周知は全く不十分だった』とのべたが、市民との認識の共有をどうはかろうとしてきたのか」「今回の経験をどう総括し、今後に生かすのか」とたどしました。

富樫部長は、「国のガイドラインでは福祉避難場所に関する情報を広く住民に周知することとされており、チラシや町内会の回覧、ホームページへの掲載など周知を図ってきたが市民との共通認識には至っていなかった」「現在、福祉避難場所の周知も含めて洗い出しを進めている段階で、まだ総括には至っていない」とのべました。

一部負担金減免—「6カ月以内」の申請期間を撤廃！

伊藤りち子議員が質問

日本共産党の伊藤理智子議員は16日、決算特別委員会で国民健康保険加入者の一部負担金減免制度について質問しました。

災害や事業の休廃止、失業などで収入が著しく減少し医療費の支払いが困難になった世帯の自己負担金を減免または猶予する制度について、国や全国17の政令市が申請期間を設けていないのに、札幌市は、「失業後6か月を過ぎたら減免対象にしない」と最も厳しく対応しています。

伊藤議員は、北区の女性が本市を相手に減免申請を却下したのは違法だと訴えた裁判で、「札幌高裁が、本人の事情などを『考慮すべき』として裁量権の乱用があったと判断したが、この判決を踏まえどのように対応するのか」とたどしました。

西村国保医療部長は、「10月1日から申請期間を定めないことにした。減免の期間についても申請月から最大6ヵ月とした」と答弁。伊藤議員が「要綱は変更されていないがどうするのか」と指摘すると、西村部長は、「当面は通知で対応し、要綱の改正は道から年内に標準例案が示される予定でそれを踏まえて検討する」とのべました。

伊藤議員は、「申請期間や減免期間の変更を、広く市民に周知すること」を求め、同時に、今回の地震での対応についてただすと、西村部長は、「災害救助法の適用を受けたので、収入要件に係わらず半壊以上の罹災証明書を受けた方を対象に、一部負担金の減免を行っている」と明らかにしました。

伊藤議員は、今回の震災で対象となる世帯が「知らなかった」ということがないよう徹底するとともに、広く市民に周知し、さらに使いやすい制度に改善していくことを求めました。